

## 田村市新病院及び厨房施設建設工事に係る施工予定者選定プロポーザル実施要領

【項目】	【頁】
1 本プロポーザルの目的	1
2 プロポーザルの概要	1
(1) 工事の名称	
(2) 建設地の概要	
(3) 施設の概要	
(4) 事業費	
(5) 設計業務等の関係者	
(6) 参加資格要件	
(7) 今後のスケジュール	
(8) 選定方法	
3 参加申込および一次審査に関する事項	4
(1) 参加申込書類等	
(2) 建設予定地見学会の実施	
(3) 参加申込書類等に関する質問書の提出、回答	
(4) 参加申込書類等の提出期限および提出方法	
(5) 一次審査の結果通知	
4 技術提案および二次審査に関する事項	5
(1) 技術提案資料の交付	
(2) 技術提案書類等	
(3) 技術提案書等に関する質問書の提出、回答	
(4) 技術提案書類の提出期限および提出方法	
(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	
(6) 二次審査の結果通知	
5 契約方法	9
6 その他	10
7 事務局	10

## 1 本プロポーザルの目的

田村市では、たむら市民病院の移転新築に向けて令和2年3月に「田村市新病院建設基本計画」を策定し、同12月から令和4年1月にかけて基本設計を実施した。また、新病院および同エリア内に存する保育施設等への食事提供や市民向けの食育推進拠点を担う保健福祉厨房施設（以下「厨房施設」という。）の新設に向けて、その機能および施設の概略を定めるために、前記の基本設計と並行して厨房施設の基本設計を実施した。

今後、基本設計において取りまとめた事業スケジュールや事業費等の諸条件を踏まえながら、新病院および厨房施設の建設事業を確実に進めるためには、施工者が有する病院等建築の経験や高度な技術力を実施設計に反映することが効果的であると判断し、E C I方式の採用を決定した。

上記の経過を踏まえ、本プロポーザルにおいては、新病院および厨房施設の実実施設計に対して技術協力を行う施工予定者を選定することを目的とする。

## 2 プロポーザルの概要

### (1) 工事の名称

田村市新病院・厨房施設建設工事

### (2) 建設地の概要

建設場所	福島県田村市船引町船引字屋頭清水115番地1他
敷地面積	計画地1：約17,800㎡、計画地2：約6,900㎡
敷地要件	都市計画区域内、用途地域指定なし、防火地域指定なし
その他	開発行為検査済み

### (3) 施設の概要

病 院	鉄筋コンクリート造地上4階建、延べ面積6,420㎡
厨房施設	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階建、延べ面積480㎡
附 属 棟	鉄筋コンクリート造平屋建、延べ面積70㎡
その他	受水槽、駐輪場他

### (4) 事業費

36億円程度（消費税及び地方消費税を含む）

※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、オンサイト舗装工事  
（上記※以外の工事（厨房機器等導入等）については別発注とする）

### (5) 設計業務等の関係者

ア 設計者

株式会社横河建築設計事務所

- イ 厨房機器等導入業務協定締結者  
株式会社フジマック郡山営業所

## (6) 参加資格要件

- ア 単独事業者、または2者以上で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
- イ 共同企業体の構成員は、共同連帯して対象工事を完成させるものであること。
- ウ 単独事業者、または共同企業体のすべての構成員が、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - ② 田村市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成19年4月1日告示第32号）第5条第1項に規定する工事等請負有資格業者名簿（令和3・4年度、建設工事等）に登録されている者であること。
  - ③ 本プロポーザルの公告の日から基本協定を締結する日までの間に、田村市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成19年田村市告示第32号）による指名の停止を受けていない者であること。
  - ④ 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
  - ⑤ 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。
  - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
  - ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
  - ⑧ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- エ 単独事業者、または共同企業体の代表事業者は、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ① 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。
  - ② 最新の経営事項審査総合評点値（建築一式）が1,800点以上の者であること。
  - ③ 元請負人として、東日本大震災の発災から本プロポーザルの公告の日までの間に完成した、東北地方に存する延べ面積10,000㎡以上かつ100床以上の病院の施工実績が1件以上あること。
  - ④ 本工事に対応する建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）の許可業種に関する資格を有し、かつ一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する監理技術者および現場代理人（参加申込書を提出する日以前3か月以上の雇用関係

がある者)を本工事に専任で配置できること。なお、現場代理人は監理技術者を兼ねることができる。

⑤ 共同企業体の代表事業者は、構成員の中で出資比率が最大のものであること。

オ 共同企業体の代表事業者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

① 福島県内に本社を有すること。

② 最新の経営事項審査総合評点値(建築一式)が800点以上の者であること。

③ 田村市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成17年3月1日告示118号)第9条に規定する出資割合以上の者であること。

## (7) 今後のスケジュール

内 容	日程・期限
① プロポーザルの公告	令和4年4月19日(火)
② 建設予定地見学会	令和4年4月21日(木)
③ 参加申込に関する質問書の提出期限	令和4年4月22日(金)午後4時
④ 参加申込に関する質問書の回答	令和4年4月25日(月)
⑤ 参加申込書の提出期限	令和4年4月26日(火)午後4時
⑥ 一次審査結果の通知	令和4年4月28日(木)
⑦ 技術提案資料の配布	令和4年4月28日(木)
⑧ 技術提案に関する質問書の提出期限	令和4年5月12日(木)午後4時
⑨ 技術提案に関する質問書の回答	令和4年5月20日(金)
⑩ 技術提案書等の提出期限	令和4年6月15日(水)午後4時
⑪ 二次審査(ヒアリング等)	令和4年6月下旬 ※後日通知
⑫ 二次審査結果の通知	令和4年6月下旬 ※予定(以下同じ)
⑬ 基本協定書の締結	令和4年6月下旬
⑭ 実施設計完了	令和5年5月下旬
⑮ 工事請負契約の締結	令和5年6月下旬
⑯ 工事着工	令和5年6月下旬
⑰ 工事完成(竣工検査1か月を含む)	令和7年1月下旬
⑱ 新病院開院	令和7年5月上旬

## (8) 選定方法

最優秀提案者選定までの手順として、二段階審査を採用する。

一次審査では、参加資格の確認および実績等の評価を行い、技術提案書等を提出できる者を3者程度選定する。二次審査では、実施体制および技術提案内容(VEを含む)等についてヒアリングおよび評価を行い、当該審査の結果に基づき最優秀提案者および次点者を選定する。

なお、上記の選定手続きは、田村市新病院及び厨房施設建設工事施工予定者選定委員会において行う。

### 3 参加申込および一次審査に関する事項

#### (1) 参加申込書類等【一次審査用】

ア 単独事業者または共同企業体の代表事業者は、次の書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 企業概要書（様式2）
- ③ 施工実績調書（様式3）
- ④ 配置予定者調書（様式4）
- ⑤ 最新の経営事項審査結果通知書の写し

イ 共同企業体の代表事業者は、構成員に係る上記3（1）アの書類（ただし、①と④を除く）および次の書類をあわせて提出すること。

- ① 特定建設工事共同企業体構成員表（様式5）
- ② 特定建設工事共同企業体協定書（様式6に準ずるもの）の写し

#### (2) 建設予定地見学会（以下「見学会」という。）の実施

見学会の開催は次のとおりとし、時間および集合場所は市が個別に指定する。

ア 開催日時

令和4年4月21日（木）午後

イ 参加方法

令和4年4月20日（水）午後4時までに、事務局に電子メールで申し込むこと。

送信メールの件名は「新病院・厨房施設建設予定地見学会」とすること。

（送信先アドレス）hoken@city.tamura.lg.jp

ウ 留意事項

- ① 見学会への参加は任意とする。なお、本見学会への参加の有無は、一次評価および二次評価において評価の対象とならない。
- ② 1社あたり30分、3名までを上限とする。
- ③ 本見学会は物量把握の参考として行うものであり、配布資料等に関する現地での質問等は認めない。

#### (3) 参加申込書類等に関する質問書の提出、回答

ア 質問の方法

質問書（様式7）により、次の電子メールアドレスまで送信すること。

送信メールの件名は「新病院・厨房施設プロポーザル質問書」とすること。

（送信先アドレス）hoken@city.tamura.lg.jp

イ 質問の受付期間

令和4年4月22日（金）午後4時までに受信したものを有効とする。

ウ 質問の回答

令和4年4月25日（月）午後4時までに、質問者に電子メールで回答するとともに

に、田村市ホームページ上に掲載する。なお、参加申込に関連しないと事務局が判断した内容については、回答しない場合がある。

#### (4) 参加申込書類等の提出期限および提出方法

ア 提出期限

令和4年4月26日(火)午後4時まで(必着)

イ 提出方法

事務局に持参または郵送

ウ 提出部数

参加申込書(様式1) 正本1部

その他の書類 正本1部、副本3部

#### (5) 一次審査の結果通知

一次審査の結果は、令和4年4月28日(木)午後1時以降、すべての参加申込者に電子メールで通知する。

### 4 技術提案および二次審査に関する事項

#### (1) 技術提案資料(図面等)の交付

一次審査を通過した者に対し、技術提案資料(図面等)を電子データ(PDF形式)で配布する。

配布方法は、対象者に別途通知する。

#### (2) 技術提案書類等【二次審査用】

ア 提出書類

① 技術提案書

A 実施設計段階および施工段階における実施体制(様式8-A)

B 工程管理に係る技術的所見の提案(様式8-B)

C 施工上の課題に係る技術的所見の提案(様式8-C)

D 地域貢献に関する提案(様式8-D)

②-1 VE提案総括表(様式9-1)

②-2 VE提案書(様式9-2)

③ 技術協力業務責任者の資格、実績経験(様式10)

④ 監理技術者・現場代理人の資格、実績経験(様式11)

⑤ 監理技術者・現場代理人の主要業務実績(様式12)

⑥ 概算工事費見積書(様式13)

## イ 技術提案書類の作成要領等

### ① 提案を求める内容

#### A 実施設計段階および施工段階における実施体制（様式8-A）

- ・ 実施設計段階および施工段階における実施体制、ならびに発注者および設計者との協議により実現できる効果的かつ具体的な取組を記述すること。
- ・ 本工事における課題として考えられる項目を提示し、その解決方法について具体的に提案すること。

#### B 工程管理に係る技術的所見の提案（様式8-B）

- ・ 本工事の概略工程表を提示すること。
- ・ 工程上重要となるマイルストーン設定、およびクリティカルパスについての技術的所見を記入すること。
- ・ 工期短縮が図れる場合は、その内容を具体的に提案すること。

#### C 施工上の課題に係る技術的所見の提案（様式8-C）

- ・ 工事期間中における周辺地区の住環境への配慮や周辺道路の交通問題、安全性の確保について具体的に提案すること。
- ・ 計画建物と渡り廊下で接続される保育所は、工事期間中も保育を継続しているため、利用者の安全性と保育環境の確保、防犯上の配慮について具体的に提案すること。
- ・ 杭の施工において、セメントミルクが既存暗渠排水管（集水管）に及ぼす影響の少ない工法を具体的に提案すること。
- ・ 施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫、およびライフサイクルコストを低減するための工夫について具体的に提案すること。
- ・ 地震等の自然災害に対する安全対策の強化に資する工夫があれば提案すること。

#### D 地域貢献に関する提案（様式8-D）

- ・ 田村市内においてエコノミックガーデニングを推進し域内経済循環を高める観点から、本工事を通じて実施する地域貢献の取組を具体的に提案すること。
- ・ その経済効果について可能な限り数値化して記載すること。

### ② 提出書類の作成方法

- ・ 様式はA3判ヨコ・片面印刷とし、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ・ 上記AからDの項目について、各2枚以内で作成すること
- ・ 様式8-A～8-Dの順に1冊にまとめ、左上をホッチキスで留めること。

## ウ VE提案書類の作成要領等

### ① 提案を求める内容

- ・ VE提案は、1項目あたりの工事費低減額が50万円以上（直接工事費のみ、消費税及び地方消費税を除く）のものを対象とする。
- ・ すべてのVE提案の総括表としてVE提案総括表（様式9-1）を作成すること。
- ・ VE提案総括表（様式9-1）の提案ごとに、次に掲げる事項をVE提案書（様

式9-2)に記載すること。

- a) 技術提案資料に定める内容とVE提案の内容の対比
  - b) VE提案が採用された場合の概算工事費の縮減金額(諸経費を含む)およびランニングコストの縮減金額(30年相当概算額)
  - c) 工業的所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱に関する事項
  - d) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項およびその対策
- ・次に該当するものは、原則としてVE提案の対象とすることができない。ただし、ライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の向上の観点から、総合的により大きな効果が得られると認められる場合についてはこの限りではない。
- a) 技術提案資料に示す機能・性能・品質が低下するもの
  - b) 配置計画・平面計画・外観デザインに大幅な変更を伴うもの
  - c) 構造性能の低下を伴うもの
  - d) 純ラーメン架構以外の構造に変更するもの
  - e) 設備計画に大幅な変更を伴うもの
  - f) 工期(設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む)の延長を伴うもの
  - g) 工事騒音・振動が増加するもの
  - h) 環境負荷が増大するもの
  - i) 防災性・安全性が低下するもの
  - j) 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加をもたらすもの
  - k) 医療機能に直接関連すると予想されるもの
  - l) VE提案の採用により、技術提案が成立しなくなるもの
  - m) 本工事範囲から別途発注工事への工事範囲変更や建設工事全体のコストが低減にならないもの
  - n) 法令等に抵触する恐れのあるもの
  - o) その他適正な履行がなされない恐れのあるもの

② 提出書類の作成方法

- ・ 様式はA4判ヨコ・片面印刷とし、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ・ VE提案総括表(様式9-1)、VE提案書(様式9-2)の順に1冊にまとめ、左上をホッチキスで留めること。なお、VE提案書は番号順に並べること。

エ 概算工事費見積書(様式13)の作成要領

- ・ VE提案を採用する前の概算工事費を、公共建築工事積算基準に基づき見積もること。
- ・ 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。
- ・ 一式工事とする場合は、根拠を内訳明細書に反映させること。



#### オ 技術提案およびVE提案の取扱

技術提案書類およびVE提案書類に記述した提案は、プレゼンテーションやヒアリング等を通じてその実現性や効果を確認しながら、参加者の技術力や本事業への適性等を評価するための資料として用いる。よって、現時点で詳細工法や材料の確定を求めるものではなく、また、実施設計に反映することを確約するものでもない。

本プロポーザルにおいて選定された施工予定者は、技術提案書およびVE提案に記述した内容について、技術提案内容の適用判断および設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術協力ならびに見積りおよび見積根拠に関する情報を提供するものとする。

### (3) 技術提案書等に関する質問書の提出、回答

#### ア 質問の方法

技術提案に関する質問書(様式14)により、次の電子メールアドレスまで提出すること。

送信メールの件名は「新病院・厨房施設技術提案質問書」とすること。

(送信先アドレス) hoken@city.tamura.lg.jp

#### イ 質問の受付期間

令和4年5月12日(木)午後4時までに受信したものを有効とする。

#### ウ 質問の回答

令和4年5月20日(金)午後4時までに、技術提案を行う事業者すべてに電子メールで回答するとともに、田村市ホームページ上に掲載する。

### (4) 技術提案書類の提出期限および提出方法

#### ア 提出期限

令和4年6月15日(水)午後4時まで(必着)

#### イ 提出方法

事務局に持参または郵送

#### ウ 提出部数

正本1部、副本17部

※ 正本にのみ提案者の企業名を記載すること。副本には企業名を判読または特定できる情報を一切記載しないこと。

※ 指定様式の添付書類(保有資格を証明する書類等)は、正本にのみ添付すること。

### (5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

#### ア 開催日時

令和4年6月下旬 ※後日通知

#### イ 開催場所

田村市役所

#### ウ 内容

- ・ 提出された技術提案書類等をもとに、実際に現場を担当する現場代理人（監理技術者）を中心に自社の病院建設に対する能力や実績、熱意等についてヒアリングを行い審査する。
- ・ ヒアリングにより求める内容は、技術提案およびV E提案の説明、審査委員からの質疑およびそれに対する回答とする。

#### エ 実施要領

- ・ 提案説明は1提案者につき50分程度（説明30分以内、質疑20分程度）とし、参加人員は3名以内とする。
- ・ プレゼンテーション実施時には、企業名は伏せること。また、企業名を特定できるもの（バッジ等）も身に着けないこと。
- ・ プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは事務局で準備する。それ以外に必要な機器（パソコン等）は提案者が持参すること。

#### オ 提案説明の順番および開始時間

- ・ 提案説明の順番は、技術提案書の受付順に事務局において抽選し、決定する。
- ・ 開始時刻等の詳細は、別途通知する。

#### カ その他

- ・ 提出された提案書は返却しない。
- ・ 提出された提案書は、一部または全部を提出者に無断で使用しないものとする。
- ・ 提出された提案書は、選定および特定を行う作業に必要な範囲において、事務局にて複製することができる。
- ・ 本業務の実施にあたっては、提案書に記載された監理技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。

### （6）二次審査の結果通知

二次審査の結果は、プレゼンテーション及びヒアリングの翌日以降に、すべての提案者に電子メールで通知する。あわせて、審査結果を田村市ホームページ上に公開する。

## 5 契約方法

工事請負契約の締結に向けて田村市および施工予定者が果たすべき義務およびその他必要な事項について最優秀提案者と協議を行い、合意に達した場合は基本協定書を締結したうえで実施設計への技術協力を求める。

実施設計の完了後に精算見積りを徴取し、全体の工事費を確定した上で工事請負の仮契約を締結する。その後、田村市議会での議決を経て本契約に移行する。ただし、議決が得られず本契約に至らなかった場合において、田村市はいかなる責任も負わないものとする。

なお、最優秀提案者と基本協定の締結に関する協議が調わなかった場合は、上記の手続きに準じて次点者と交渉し、その後の手続きも同様とする。

## 6 その他

### (1) 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 提出物に虚偽の記載または不正があった場合
- イ 提出物の作成要領、提出方法、提出期限が守られなかった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

### (2) 参加者数

参加者が1者の場合であっても本プロポーザルは実施する。

### (3) 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する場合は、辞退届（様式第15）を提出すること。

### (4) 結果の公表

本プロポーザルにおける結果の公表範囲は、最優秀提案者および次点者の名称、参加者数、審査年月日とする。

なお、審査の経緯およびその内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ておよび審査結果の開示を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けない。

### (5) 参加および提案等にかかる経費の負担

提出書類の作成、その他プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者が負担するものとする。

## 7 事務局

田村市役所 保健福祉部保健課 市民病院整備室（担当：三輪）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

（電話番号）0247-81-2271

（電子メールアドレス）hoken@city.tamura.lg.jp